

## 質問に対する回答

令和5年9月6日

No.	項目名	質問内容	回答
1	実施要領 「9 企画提案書等の提出」 (p.3)	9/13(水)12時 <sup>※</sup> の企画提案書ですが、実施要領に「郵送(書留による)」と記載されております。書留ではなくレターパックライトまたはレターパックでも送付可能でしょうか。	確実に受領するため、対面配達・配達状況の確認可能な「レターパックプラス」のみ送付を認めます。
2	実施要領 「9 企画提案書等の提出」 (p.3)	企画提案書ですが、実施要領に「先下記提出先に電子データを送付した後に、書類を提出」と記載されております。電子データの提出後には貴庁からのご確認・ご返信をいただく前に郵送を行っても問題ないでしょうか。もしくは貴庁のご確認ならびにメールのご返信をお待ちしてから郵送になりますでしょうか。	電子データの提出後、当方からの連絡を待たずに紙書類を郵送していただいて構いません。
3	実施要領 「9 企画提案書等の提出」 (p.4)	実施要領の企画提案書と共に提出する書類の一つに「法人の定款の写し及び登記事項証明書(商業登記簿謄本)提出日において発行日から3か月以内のもの」という記載がございます。コピーは不可で「履歴事項全部証明書の原本を2部」という認識で合っておりますでしょうか。	お見込みのとおりです。 履歴事項全部証明書の原本を2部ご提出ください。
4	実施要領 「9 企画提案書等の提出」 (p.3)	企画提案書には押印不要でしょうか。参加申請書は「押印不要」と記載がございますが、提案書には押印の要不要の記載がなかったため確認させていただきたいです。もし押印が必要な場合、どの書類に必要なのかご教示いただけますと幸いです。	企画提案書を含め、全ての書類で押印不要です。
5	仕様書 「4 委託業務の内容」 (1) (p.2~3)	対象となる県内企業とは、県内に本社が所在する企業に限るか。	県内に事業所等がある企業も対象とします。
6	仕様書 「4 委託業務の内容」 (1) (p.2~3)	セミナーの開催にあたり、対象者毎(①企業関係者向け、②支援機関、行政向け)と分けてそれぞれ1回ずつの計2回の開催とすることも可能か。	可能です。 ただし、より県内に広く普及させるため「地域を分けて原則2回」としていることから、「対象毎に分けて2回」開催することがどのように「県内に広く普及させること」につながるのか説明をお願いします。
7	仕様書 「4 委託業務の内容」 (1) (p.2~4)	質問番号6が可の場合、チラシ作成は双方の周知内容を満たしていれば1パターンでもよいか。	分かりやすい内容になっていれば、チラシは1パターンでも構いません。
8	仕様書 「4 委託業務の内容」 (1) (p.2~3)	オンデマンド配信用の配信映像の設置場所に決まりはあるか。(例:県のHP本庄市 本庄市「産業振興でまちを活性化～農業とゼロカーボンを育む「道の駅」～」- 埼玉県 (saitama.lg.jp)、受託者のHP等)	県HP上の掲載を予定していますが、他に掲載可能な場所がある場合は提案をお願いします。
9	実施要領 「9 企画提案書等の提出」(5) (p.5)	実施要領の9(5)力のアンケートの内容について、アンケート結果からWS参加候補者、次年度事業への参加者を推薦すること、とあるが、企画提案の段階ではアンケート内容案を示し、参加候補者の個社名の記載は不要という認識でよいか。	実施要領9(5)力は、次のワークショップや事業につなげるためのアンケート実施に係る工夫を求めるものです。よって、アンケート内容案や参加候補者の個社名の記載は必要ありません。なお、アンケート以外に候補者抽出の方法があれば提案を可とします。
10	仕様書 「4 委託業務の内容」 (1) (p.3)	他企業と共同で企画提案競技に参加することは可能か。また「セミナーの撮影及び配信業務の再委託を可能とする。この場合、契約書第3条のとおり、あらかじめ県の承諾を得ること。」との記載があるが、セミナー・ワークショップ等の企画・運営の一部について、再委託をすることは、県の承諾を得れば可能か。	他企業と共同での企画提案競技への参加は想定していません。 また、再委託については、県の承諾を得れば可能です。